

処方・調剤・保険請求の

# Q&A

日本薬剤師会

調剤をしていて疑問に思ったこと、  
医師または患者さんに聞かれて困ったこと、  
医師に疑義照会して対応したが  
いまいち納得できないこと、ありませんか？  
皆さんの疑問に各分野の専門家がお答えいたします。  
ご質問をお寄せください。  
「質問の募集」要項は49頁にあります。  
なお、回答は本誌に掲載することによってのみ行います。  
電話やファクシミリによる回答はご容赦ください。  
また、特殊なケースの質問は  
採用されないこともありますので予めご了承ください。

**Q1** 「後発医薬品への変更可」との指示がある処方せんを受け付け、患者との相談の結果、最初の数日分は後発医薬品を用いて分割調剤しましたが、数日後、患者が残りの日数分の調剤のために来局した際、患者から「残りの分は先発医薬品にして欲しい」と求められました。このような場合、残りの日数分について先発医薬品を用いて分割調剤することは認められるのでしょうか。  
(匿名希望)

**A1** 差し支えないものと考えます。  
後発医薬品の使用促進策の1つとして、健康保険法にかかる処方せんの様式が一部改正され、2006年4月より、処方せんの備考欄に「後発医薬品への変更可」という項が設けられています。これにより、あらかじめ処方せんに先発医薬品の名称で記載されていた場合であっても、処方医による「後発医薬品への変更可」との指示(署名)があれば、患者の同意を得たうえで、後発医薬品に変更して調剤することができます。

しかし、患者の希望により後発医薬品を調剤した場合であっても、患者によっては「服用したが合わない」との理由から、服薬期間の途中で「従来服用していた医薬品に戻して欲しい」と求められること

があるかもしれません。現行の仕組みでは、患者から投与済みの医薬品を返品されても、その分の費用を返金することはできませんので、処方日数が長期間の処方せんのような場合には慎重に対応することが求められます。

一方、分割調剤については、「処方薬の長期保存の困難その他の理由によって分割して調剤する必要がある場合」に行うこととされています。また、分割調剤の実施に当たっては、処方せんへの必要事項の記入、調剤録の作成、処方せん発行医療機関への照会などが求められていますが、服用期間中に別銘柄の医薬品に変更することの是非まで明記されているわけではありません。

ご質問のようなケース(分割調剤)において、患者の求めに応じて、服用期間の途中で後発医薬品から先発医薬品に変更して分割調剤することは、患者の医薬品の適正使用のために必要かつ有効な手段であり、制度上から見ても、差し支えないものと考えられます。また、その逆のケース(当初は先発医薬品を分割投与し、途中から後発医薬品に変更して調剤する場合)についても同様です。

患者にとって適切な医薬品を選択するためにも、1度に長期日数分の後発医薬品を投与することに問題があると思われるような場合には、分割調剤のほか、

Q  
&  
A

段階的、部分的に変更するなど、慎重に対応するよう心掛けてください。

**Q2** 計量混合調剤加算や自家製剤加算は、内服薬の調剤料を算定していない部分（たとえば、4剤目以上）についても加算することは認められるのでしょうか。（匿名希望）

**A2** 差し支えありません。計量混合調剤加算および自家製剤加算は、内服薬、屯服薬、外用薬の調剤料にかかる点数で、「1調剤につき」算定することとされていますが、一方、内服薬の調剤料は、「1剤につき」算定することとされています。ここでいう「1剤につき」とは、同一の服用時点ごとにまとめた調剤料の単位であるのに対し、「1調剤につき」とは、調剤行為ごとの単位を表すものです。すなわち、計量混合調剤加算および自家製剤加算の算定の可否については、必ずしも、内服薬の調剤料の算定の有無だけで判断するものではないということがわかります。

したがって、内服薬の4剤目以上の部分のほか、日

数違いの1剤であって調剤料を算定していない部分についても、計量混合調剤加算および自家製剤加算を算定することは差し支えありません。

**Q3** 在宅患者訪問薬剤管理指導を実施する場合、処方医からの指示は、処方せんに記載されていないと認められないのでしょうか。それとも、電話連絡などによる指示でも構わないのでしょうか。（匿名希望）

**A3** 電話連絡などの口頭による指示でも構いません。

在宅患者訪問薬剤管理指導料は、居宅において療養を行っている患者を対象として算定するもので、算定要件においては「医師の指示に基づき」実施することと明記されています。したがって、処方せんによる指示はもちろん、電話連絡などの口頭による指示についても認められます。口頭連絡などによる場合には、処方医から指示を受けたことを明らかにしておくためにも、その日時や内容を薬歴などに記載しておくことが必要でしょう。

Q  
&  
A

